

1 対象者について	1
2 対象となる奨学金について	4
3 手続について	5
4 提出書類について	6
5 その他（追加）	7

**1 対象者について**

(住民登録)

**Q 1－1：対象者は、「支給申請日において、野田市に住民登録している方」とありますか、申請は令和8年2月の予定とのことなので、それまでに市外から野田市に引っ越してくださいね。**

**A 1－1：申請日までに住民登録していれば、対象となります。併せて野田市に5年以上居住する意思を示すなど全ての要件に該当する必要があります。**

**Q 1－2：住民票は野田市の実家のままで東京に住んでいますが、対象となりますか。**

**A 1－2：対象となりません。申請日において市内に居住していること、かつ、住民登録していることが必要です。**

**Q 1－3：野田市民ですが、都内の会社に勤務している場合も対象となりますか。**

**A 1－3：勤務している会社の所在地は問いませんが、正規雇用されている必要があります。**

**Q 1－4：勤務地は野田市内ですが、市外に住んでいる場合は補助対象になりますか。**

**A 1－4：住所地が市外の場合は対象となります。**

**Q 1－5：外国人も対象となりますか。**

**A 1－5：国籍に関する要件はありません。支給対象者の要件を満たしていれば対象となります。**

(年齢)

**Q 1－6：誕生日が3月31日生まれの39歳ですが、対象者となりますか。**

**A 1 – 6 :**初めて支給申請した年の3月末時点で39歳以下であることが条件であるため、令和8年2月の申請時は39歳ですが3月末時点で40歳となることから、対象外となります。

**Q 1 – 7 :**誕生日が3月31日生まれの38歳ですが、対象者となりますか。

**A 1 – 7 :**初めて支給申請した年の3月末時点で39歳以下であることが条件であるため、令和8年3月の誕生日で39歳になることから、対象となります。

なお、初めての申請が39歳以下であることから、40歳を超えても毎年度申請することで、最長5年間対象となります。

(奨学金の返還の滞納)

**Q 1 – 8 :**令和6年12月で奨学金の返還が終了しましたが、対象となりますか。

**A 1 – 8 :**令和7年中に返還した奨学金が対象であるため、令和6年12月までの奨学金は対象となりません。

**Q 1 – 9 :**令和7年12月で奨学金の返還が終了し、令和8年2月の申請時点で奨学金の返還を行っていませんが、対象となりますか。

**A 1 – 9 :**令和7年中に返還した奨学金が対象であるため、令和7年12月までの奨学金は対象となります。

**Q 1 – 10 :**支援金の支給対象期間は5年間とあるが、あと3年(令和7年、8年、9年)で返還を終える場合は対象となりますか。

**A 1 – 10 :**3年分が対象となります。ただし、毎年申請する必要があります。

(正規雇用)

**Q 1 – 11 :**正規雇用されていますが、勤続年数は関係ありますか。

**A 1 – 11 :**勤続年数は関係ありませんが、勤務先に就労状況について証明していただく必要があります。「野田市奨学金返還支援金の申請に係る就労証明書」に必要事項を記載し勤務先の証明を受けた上で提出してください。

**Q 1 – 12 :**現在は無職ですが、申請日までに正規雇用されれば支援の対象になりますか。

**A 1 – 12 :**対象となります。ただし、市税を滞納していないことを含め、全ての要件に該当する必要があります。

**Q 1－13：契約社員ですが、対象になりますか。**

A 1－13：対象なりません。

（自ら事業を営むもの）

**Q 1－14：自ら事業を営んでいる方とありますが、フリーランスは対象となりますか。**

A 1－14：税務署に「開業届（個人事業の開業・廃業等届出書）」を提出している方は対象となりますので、その控えの写しを提出してください。

（市税の滞納）

**Q 1－15：市税を滞納していない方とありますが、住民税が非課税の場合も対象となりますか。**

A 1－15：対象となります。

**Q 1－16：市税を滞納していない方とありますが、生活保護を受けている場合も対象となりますか。**

A 1－16：生活保護を受けており、奨学金の返還を猶予又は免除されている場合は、対象なりません。

**Q 1－17：現在、生活保護を受けているが、申請日に生活保護を受けていなければ対象となりますか。**

A 1－17：奨学金の返還を行っているなど、全ての要件に該当する場合は対象となります。

（大学等の卒業）

**Q 1－18：「大学等」とはどこまで含まれますか？専門学校や短大、高校も対象になりますか？**

A 1－18：学校教育法に規定する専修学校の専門課程又は大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学及び専門職短期大学）が対象となります。

**Q 1－19：大学等を中途退学しても、支援対象になりますか。**

A 1－19：大学等の卒業を要件としているため、中途退学の場合は対象なりません。

**Q 1－20：卒業した大学等が廃校となっていますが、対象となりますか。**

A 1－20：申請には、大学等を卒業したことを確認できる書類が必要となること

及び当該大学等が学校教育法の規定に合致することを確認できれば、対象となります。

(5年以上居住する意思)

**Q 1-21：野田市に住民登録していますが、申請時に令和8年4月から海外への転勤が決まっている場合は、対象となりますか。**

A 1-21：申請日（令和8年2月）から5年以上継続して野田市に居住する意思を持っていることが要件であるため、対象となりません。

## 2 対象となる奨学金について

(奨学金)

**Q 2-1：日本学生支援機構の第2種奨学金は対象となりますか。**

A 2-1：対象となりません。対象となる奨学金は、日本学生支援機構の第1種奨学金及び交通遺児育英会の貸与型奨学金です。

**Q 2-2：野田市育英資金は対象となりますか。**

A 2-2：対象となりません。

**Q 2-3：高校のとき奨学金を借りていて、大学は奨学金を借りなかつたが、この場合は、支援の対象となりますか。**

A 2-3：対象となりません。本事業は、奨学金を利用して大学等を卒業した方を対象としています。

**Q 2-4：専門学校を卒業した後、大学へ入学し卒業しました。専門学校と大学で奨学金を利用していましたが、どちらも対象となりますか。**

A 2-4：どちらの奨学金も対象となります。ただし、奨学金返還額の70%かつ、年12万円を上限として支援します。

**Q 2-5：専門学校を中退した後、大学へ入学し卒業しました。専門学校と大学で奨学金を利用していましたが、どちらも対象となりますか。**

A 2-5：専門学校を卒業していないため、専門学校在学時に利用していた奨学金は対象なりません。

大学在学時に利用していた奨学金は対象となります。

**Q 2-6：奨学金の繰上げ返済分は対象となりますか。**

A 2-6：対象なりません。補助金交付の対象となるのは、返還計画に基づい

て令和7年中に返還した額です。ただし、延滞金は対象となりません。

**Q 2－7：以前奨学金を借りていましたが、既に全額返還してしまいました。申請はできますか。**

A 2－7：令和7年中に返還した奨学金が対象であるため、令和7年1月から12月までに返還した奨学金は対象となります。ただし、令和6年12月以前に返還した奨学金は対象なりません。

**Q 2－8：奨学金の返還が免除された場合はどうなりますか。**

A 2－8：免除された場合、免除分については、支援の対象なりません。

**Q 2－9：保護者が奨学金を返還している場合、対象となりますか。**

A 2－9：支給対象者本人が返還している必要があるため、対象なりません。

**Q 2－10：親にお金を借り、日本学生支援機構に奨学金を全額一括返還しました。その後、親に毎月返済していますが、この親への返済は、補助金支給の対象になりますか。**

A 2－10：対象なりません。

**Q 2－11：毎月1万円、1年間で12万円を返済していますが、いくら支援されますか。**

A 2－11：奨学金返還額の70%が上限なので、月7千円の12か月分である8万4千円を支援します。

### **3 手続について**

**Q 3－1：今回申請をすれば、5年間手続は不要ですか。**

A 3－1：最長5年間分、支援金を受け取ることができます。申請は毎年度行っていただく必要があります。

**Q 3－2：支給決定がされる前までの間に亡くなった場合は、支給はどうなりますか。**

A 3－2：申請した後に市で支給決定がされる前までの間に亡くなった方については、支給の対象なりません。

**Q 3－3：支給決定された後に支給対象者が亡くなった場合は、どのような取扱いになりますか。**

A 3－3：支給の対象となります。

**Q 3－4：申請は郵送でも可能ですか。**

A 3－4：可能です。その際、郵送料は申請者の負担となります。また、添付書類も含めて受付期日までに必着ですので、申請は余裕をもって行ってください。

**Q 3－5：オンライン申請は可能ですか。(追加)**

A 3－5：可能です。市ホームページの奨学金返還支援金支給事業（ページ番号1045826）に申請フォーム（令和7年度「奨学金返還支援金支給事業」申請フォーム）がありますので、そちらから入力をしてください。添付書類も含めて受付期間内に申請が必要ですので、余裕をもって行ってください。なお、写真データの画像が不鮮明な場合は、再提出を求める場合があります。

**4 提出書類について**

**Q 4－1：「正規雇用されていることが分かる書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。**

A 4－1：「野田市奨学金返還支援金の申請に係る就労証明書」に必要事項を記入し、雇用先の証明を受けてください。

**Q 4－2：「自ら事業を営んでいることが分かる書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。**

A 4－2：税務署に「開業届（個人事業の開業・廃業等届出書）」を提出している方は対象としますので、その控えの写しを「野田市奨学金返還支援金の申請に係る就労証明書」に添付して提出してください。

**Q 4－3：「奨学金の返還月額及び返回事数が確認できる書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。(追加)**

A 4－3：日本学生支援機構の第1種奨学金については、「奨学金返還証明書」又は「貸与奨学金返還確認票」の写しを添付してください。  
交通遺児育英会の貸与型奨学金については、「返還履歴」の写しを添付してください。

**Q 4－4：「申請前年の1月から12月までにおける奨学金の返還額を確認できる書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。(追加)**

A 4 – 4 : 日本学生支援機構の第1種奨学金については、令和7年1月から12月までを指定期間とした「奨学金返還額証明書」を添付してください。または、通帳の写しなどの場合、引落口座の番号、名義、各月の返済額が確認できる書類を添付してください。

交通遺児育英会の貸与型奨学金については、「返還履歴」の氏名、奨学金種別が分かるページと申請前年の1月から12月までにおける奨学金の返還額を確認できるページを添付してください。

**Q 4 – 5 : 「市税に関する納税証明書」とは、具体的にはどのような書類ですか。**

A 4 – 5 : 「野田市奨学金返還支援金支給申請書」裏面に記載している同意事項（市が保有する公募等を市職員が確認すること）に同意いただけた場合は書類の添付は不要です。同意いただけない方又は申請前年の1月1日時点で野田市に住民登録のない方は、納税証明書を添付してください。

**Q 4 – 6 : 「大学等を卒業したことを確認できる書類」は、具体的にはどのような書類ですか。**

A 4 – 6 : 卒業証書の写し又は卒業証明書を添付してください。

## 5 その他

**Q 5 – 1 : 支援金はいつもらえますか？（追加）**

A 5 – 1 : 支援金の申請を受理した後、内容を審査し支援金の額を決定した場合には「野田市奨学金返還支援金支給決定通知書」を申請者に通知します。支援金の支給決定を受けた方は「野田市奨学金返還支援金支給請求書（以下、請求書という。）」を提出してください。請求書の受領後、約3週間前後で指定口座に入金します。

なお、請求書を令和8年4月末までに提出いただけない場合、支援金は支給できませんので、ご注意ください。

**Q 5 – 2 : この支援金を受領すると、確定申告などの手続が必要ですか。（追加）**

A 5 – 2 : それぞれのケースに応じて、確定申告や住民税申告が必要となります。  
例：給与所得者で年末調整している方

- ①支援金受領+その他の所得が20万円超…確定申告必要
- ②支援金受領・その他の所得なし…住民税申告必要

詳細につきましては、確定申告：柏税務署（04-7146-2321）又は住民税申告：野田市課税課市民税係（04-7199-4478）へお問合せください。

---

※ Q&Aにおいて、「奨学金」とあるものは特に断りがない限り、本制度の対象となる「日本学生支援機構の第1種奨学金」及び「交通遺児育英会の貸与型奨学金」を指します。